

2025年度予算 第2次省庁要請行動

環境省要請行動

第2次要請行動 2024年11月26日

自治労参加者：中川純 清掃部会長、西村好勝・松本真実・勝山司 同幹事、吉村秀則 事務局長

環境省参加者：環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室、同 廃棄物適正処理推進課、同 総務課 資源循環ビジネス推進室、同 容器包装・プラスチック資源循環室

1. 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。

① <環境省>第2次要請 項目1回答の概要

災害が発生した場合は、環境省職員や地方環境事務所職員が現地に行き、災害廃棄物処理に関する助言を行い、災害廃棄物処理に係る費用については「災害等廃棄物処理事業費補助金」により財政支援を行っている。災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）に関しては、平時から研修等を実施し情報交換会等を開催して意見交換を行うとともに、能登半島地震では発災時に現地調査や各種被災自治体のサポート支援を行っている。能登半島地震を受けて、環境省としても検証を行い、各地の災害対応に制度的・体制的の面を含め、変えていこう、反映していこうと考えている。検証の場で公費解体が遅いと指摘をいただいているが、例えば所有者や共有者にどのような人がいるのかを調べるため行政書士や司法書士の活用など、Waste-Netのメンバー見直しも含めて検証できればと考えている。

② <自治労>第2次要請 項目1追加要請1

9月に発生した能登半島での豪雨災害では、近隣自治体の清掃職員が派遣要請を受け早急に災害対応に従事し、以前から1月に発生した地震においても派遣要請のもと対応している。一方、多くの自治体では合理化の提案を受けており、その結果、派遣要請を受けても対応できない、また受援体制も十分に整わない、などの対応について課題を抱えている。頻発する災害を踏まえ、迅速に対応できる直営が必要ではないかと考える。

③ <環境省>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

直営の必要性についてはこれまでも意見をいただいている。一方、過去の総務省国会答弁についても理解している。環境省としては廃棄物行政としての対応に限られるが、現在、防災庁の創設などが予測されることから、今後の動向を注視していく。

発災時に現地で対応できる体制が整えられているかが重要である。能登半島地震ではブロック単位の支援だけでなく、全国的な支援の在り方が必要となったことを踏まえ、平時からの体制が構築できているのかも含め、引き続き、全都清や清掃事業連合会とも意見交換をしていきたい。

④ <自治労>第2次要請 項目1追加要請2

能登半島地震の災害対応についての回答の中で公費解体業務の遅れが指摘されているとお聞きした。能登地方は1月の地震で地盤が緩んでいる中、9月の豪雨災害により、業務が遂行できない状態となった。被災地で対応する職員の安全確保を最優先にするべきであり、ある程度の遅れはやむを得ないことを発信者に伝えるべきではないかと考える。

⑤ <環境省>第2次要請 項目1追加要請2に対する回答

公費解体について事務手続きのあり方を見直している。また、豪雨被害にあった地域は手続きを止め優先すべきリソースの措置に向けて対応をしている。また、D.Waste-Netを活用して職員の安全確保の重要性は認識している。

2. 災害ごみの仮置き場については、未選定の自治体が存在し、能登半島地震では災害ごみの受け入れに支障をきたしたことから、災害発生時に迅速に対応できるよう、選定にむけた支援や予算措置を行うこと。

①＜環境省＞第2次要請 項目2回答の概要

2023年4月に環境省が策定した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」の中では仮置き場候補地の選定のチェックリストを示しており、仮置場を選定する際の重要なチェックポイントを自治体に周知している。また、地域ブロック協議会や自治体研修において、仮置場としての選定ポイントとして国有地や都道府県用地など被災自治体だけに頼らないかたちで用地を見つけるようなこともサポートしている。

平時から仮置き場を準備しておくことは大切である。「仮置場整備ビレッジ」という指標を国土強靱化年次計画の中でもっており、2025年まで90%の目標を掲げている。まず、その達成をめざして、仮置き場の選定に多くの自治体に立っていただくような各施策を展開できればと思っている。

また、国有地や都道府県用地を選定するにあたっては、地元財務局等の協力も必要になるので、関係機関と連携していきたい。

3. 災害廃棄物処理の対応等については広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。

①＜環境省＞第2次要請 項目3回答の概要

中間処理施設、最終処分場等の処理能力によって分別区分が決まるため、分別区分の均一化は難しい。平時から準備できることは、廃棄物処理施設等をどのような基準で受け入れが可能なのか、また能登半島地震でも多くの自治体に協力いただいたことから、平時から準備していくことでスムーズにいったのではないかなと思うので平時から準備を進めたい。

また、廃棄物処理施設の被災については、復旧工事費用は「廃棄物処理施設整備交付金」で対応できるので活用していただきたい。

②＜自治労＞第2次要請 項目3追加要請1

最終処分場について処分場は閉鎖しているが、放出水が出続けているため、未だに処理対応しており、自治体財政を圧迫している。また処理に伴う設備や機材が老朽化し、適正な更新が困難であるため、予算の拡充をお願いしたい。

③＜環境省＞第2次要請 項目2追加要請1に対する回答

ご意見をいただいた古い最終処分場については難しい問題と認識している。新しい処分場では施設や設備が整っており、処理水は、2年間保有水が基準を下回っていれば対応できるが、処理水の機器にも負担が掛かることは認識している。自治体での処理は、自治体の予算内で対応して頂くことになる。

4. 災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、感染症に対する検査体制、感染防

止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための助言を行うとともに、必要な予算措置を行うこと。あわせて災害派遣職員が迅速に現地で対応できるよう、宿泊の確保などの支援を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目4回答の概要

環境省職員やD.Waste-Net、人材バンクの自治体の廃棄物処理経験者を派遣させていただくとか、今回交付窓口で多く活躍していただいたが、普段廃棄物を受理していない自治体職員を含めて現地で廃棄物処理の事務的な手続き等を支援していただくこともしている。大規模の地震にかかわらず、発生するところなので、一番は安全に健康に行っていただくことが支援の大前提と思っている。

能登半島地震では石川県が積極的に取り組み、労働安全衛生局等と協力しメンタルヘルス対策としては、解体工事業者とか産業廃棄物業者が出席する会議の場においても周知を行った。適宜必要な部局と連携しながら、支援者についても健康・安全に支援にあたっていただくようサポートしていきたい。

また、支援時の経費については、総務省が所管となるが特別交付税の対象となり一部は負担できる。

②<自治労>第2次要請 項目4追加要請1

東日本大震災派遣時は非常に重要であったと認識している。浸水時の災害派遣と地震災害派遣では状況が異なると考えるが、必要な措置を講じていただきたい。

③<環境省>第2次要請 項目4追加要請1に対する回答

1つの自治体においても中長期派遣と短期派遣を行っており、心理的負担を軽減させるため、総務省とも議論している。職種は異なっても同じ自治体で派遣される際などは、何かできないか検討したい。

5. 自然災害が頻発し、災害廃棄物の適切かつ迅速な対応が求められていることから、廃棄物処理法や災害対策基本法に基づいた自治体としての役割を果たすため、廃棄物行政に対する体制強化にむけ、必要な予算を確保するため、関係する省庁と連携すること。

①<環境省>第2次要請 項目5回答の概要

能登半島地震の検証はこれから行っていく。行っていく中でどのようなところを実際、体制を構築していくのか、何を変えていくのかはこれからになるが、抜本的に変わらないといけない部分もあると想定している。

これまで数年は3億円程度の予算要求であったが、2025年度当初予算要求では13億円まで増額した。

災害廃棄物対応に関しては、内閣府の「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」で特に工事解体について指摘され、さらにブラッシュアップしていくべきとのことなので、必要な予算を措置し対応していきたい。

②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

予算の大幅な増額について、どのような概要・目的で増額したのか、現時点でお伝えできる詳細な内容について教えて頂きたい。

③<環境省>第2次要請 項目5追加要請1に対する回答

増額の要因は能登半島地震の検証として、現時点は公費解体が大きな課題であったが、発災当初は簡易トイレやし尿収集などのし尿処理も大きな課題であった。さらに広域処理ではブロック間で対応していたが、より広域な対応が必要となったため、これらの課題を事前に計画をブラッシュアップしていく必要があると考える。これらの課題を検証し、今

後、新たなデジタルツールの開発や制度の策定、また体制そのものを変化させていくのかも含めて、予算を増額している。

災害廃棄物処理計画の策定を自治体に促しており、現在、都道府県で100%、自治体では約80%で策定済みとなっている。今夏に閣議決定された第5次循環基本計画では、自治体での策定を100%として目標を明記しているが、残りの20%の課題では、マンパワーの不足、廃棄物処理体制の構築などの要因がある。そのため、処理計画の策定にあたっては、簡素化も含めて、計画を立てるよう自治体に促している。平時からの都道府県、自治体との連携を環境省としても課題として認識し、予算を要求している。

6. 「循環型社会形成推進交付金制度」については、焼却工場における長寿命化・延命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備の促進と施設の整備費・建設費の高騰を踏まえ、交付金を増額するとともに、電力自由化による広域的な廃棄物発電のネットワーク構築が必要となっているため、市町村が最大限活用できる交付基準に緩和すること。

また、循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害になるとともに、地域住民のごみ減量への意識醸成にも繋がらないことなどから、検討要件を廃止すること。

①＜環境省＞第2次要請 項目6回答の概要

昨今の施設整備建設費の高騰やダイオキシン問題により建替え更新時期が重なっているため、交付金の需要が高まっていることは承知しており、予算確保は非常に重要と思っている。これまでの予算が1,000億円だったものが、2023年度補正予算と2024年当初予算を合計すると約1,500億円とかなり増額させている。

廃棄物発電ネットワーク化については、自営線であるとか、蓄電池とかも補助対象になっているので活用をお願いしたい。

また、有料化の検討とあるが、3Rを推進する中で廃棄物を焼却するだけでなく発生抑制も重要であり、発生させない一つのツールが有料化であると考え。まずは、しっかり検討していただいて、あくまで手段であるので有料化にするのか、それ以外の方法で進めていただくか検討する中で考えていただきたいと思う。

②＜自治労＞第2次要請 項目6追加要請1

循環型社会形成推進交付金については、年々認定条件が厳しくなっていると認識している。ごみ量の減少の推進をはかるには、ある程度条件を課せることは必要と考えている。しかし、清掃事業を一貫して行っている自治体は、認定要件の適合にむけて取り組みやすい環境であるが、一部事務組合などと連携する自治体においては各々の自治体の実情に沿った認定条件を出す必要があると考える。

③＜環境省＞第2次要請 項目6追加要請1に対する回答

交付金については、複数の市町村が連携しているところに関しては、施策が一致しないなど難しい状況であることは理解をしている。環境省としても、認定要件を厳しくするだけではなく、期間を延長するなどの措置をはかっている。要件にむけて実施している自治体には手厚く対応していきたい。

④＜自治労＞第2次要請 項目6追加要請2

「循環型社会形成推進交付金」について、この間、年間予算が1,000億から1,500億円で推移をしている。制度の概略は若干変わるものの、約30年前のこの制度の前身では、最終予算として4,000億円前後は確保されていたものと記憶している。近年は焼却工場の更新が必要な自治体が増加している中で、30年前の三分の一の予算では更新できる自治体が限ら

れる。さらに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」など新たな処理施設の増設も求められていることから、予算の増加は喫緊の課題であると考えている。

7. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、各自治体に指導・助言を行うとともに、リサイクル設備や中継施設の整備などプラスチック廃棄物の回収体制構築や新たな運営に係る費用の全額について国が補助すること。

あわせて市民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組むために必要な予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目7回答の概要

各自治体への指導・助言として、普段から質問等については各地方事務所と本省の方で各自治体とは電話やメールでやり取りし、今年は全国8ヵ所で自治体や事業者むけに現場に赴いてセミナーを実施した。その土地で実績のある自治体や事業者を招き、講演や意見交換会、名刺交換等を行う事業を行った。

設備の補助やプラスチック回収体制の構築に関わる費用では、自治体にむけの設備について「循環型社会形成推進交付金」から費用の3分の1を補助している。それとは別に「製品プラ」で収集から商品化するまでかかった費用について半分補助する制度がある。事業者にむけについては、「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素型のための高度化設備等導入促進事業」の中で企業の規模に応じて3分の1か2分の1を補助している。

啓発や環境教育については、プラスチック資源循環促進に関することで特設サイトを設け、こちらで動画の公開や現在わかりやすい新たな動画を制作している。今後拡大していくためにも予算確保に努めてきたい。

8. 家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度がすべての自治体の実施にむけ、分別収集の体制構築や保管施設等の整備などの費用が自治体となっていることから、回収体制の整備や住民啓発のための支援、予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目8回答の概要

小型家電については、一部の品目において資源有効利用促進法によりリサイクルの取り組みが行われている。この取り組みをいかしながら、安定的・継続的にリサイクルが行われるよう制度的に担保するとともに、取り組みが全国に広げていくために促進型の制度の中で支援を積極的に行っているところ。

具体的な取り組みとして、過年度においては効率的な回収を実施している市町村の優良事例の横展開を行っている。消費者の啓発というところでは、小型家電リサイクル制度の認知度向上にむけた普及啓発に関する検討会やモデル事業を実施してきた。

今後の取り組みとして、近年小中学校に配備されたギガ端末の処分が2024年度から順次開始されており、自治体の廃棄物所管部局・環境局を通じて教育委員会への適切な処理方法の周知を進めていこうと検討している。

また、2025年度までに小型家電リサイクル法基本法の改定を行うとしているので、小型家電リサイクル小委員会において効果的・効率的な回収の体制整備や、住民啓発を含めて、今後の制度のあり方について議論を進めていきたい。

9. 不法投棄や違法回収業者への排出を削減するため、リサイクル料金の前払い方式につい

て引き続き検討すること。

また、違法回収業者などへの自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等の対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

①<環境省>第2次要請 項目9回答の概要

リサイクル料金の前払い方式については、経済産業省と環境省の合同審議会でまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」で、「制度の変更は実施すべきではないが、技術的、実務的な検討を国が引き続き行うこと」とされている。これを受け、料金制度に関する技術的・実務的な検討を進めていくことにしている。

違法回収業者対策については、2022年度、2023年度に検討会を開催して違法回収業者の実態把握調査を踏まえ対策について議論しており、家電リサイクルにおける回収率向上のための市区町村・都道府県における取り組み方法の紹介事例集として、自治体での違法業者への取り締まりや積極的な家電リサイクル法の周知・広報の方法について、全国の自治体に展開する際を取りまとめて、今年度全国の自治体に展開した。回収体制の構築について、国としても引き続き回収体制の構築の把握と市区町村の取り組みの支援について検討していきたい。

②<自治労>第2次要請 項目9追加要請1

リサイクル料金については、申請手続きをはじめ、住民への対応など現場での対応が負担となるため、後払いを検討していただきたい。

③<環境省>第2次要請 項目9追加要請1に対する回答

リサイクル料金の後払いについては、資金管理や現在、購入済みの家電への対応について課題があるが、審議会で結論付けしていないため、今後の情勢などを踏まえ、引き続き、検討課題として審議会の中でも協議していく。

10. 廃棄物収集時におけるリチウムイオン電池による火災事故防止のため、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が行えるよう、早急に国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。

また、製造事業者等の義務的な回収システムの確立にむけ、関係省庁と連携を図ること。

①<環境省>第2次要請 項目10回答の概要

環境省としては、自治体へのヒアリング調査業務や自治体の処理体制など、どのように自治体が回収するのが適切なのか、事例として収集しており市区町村に好事例として周知している。

今年度については、具体的にどういう回収区分に集めて、どのようにリサイクルに回した方が良いのかなど自治体の取り組みを紹介していたが、環境省として指針を定めて自治体に周知することの検討を進めている。

また、処理ルートの構築のための予算措置については、直接準備することはできていないが、実証事業の中で市区町村が連携するかたちで効率的に回収体制の構築する事業を実施しており、市区町村が契約することでかかっていた費用を県にとりまとめていただくことにより、コストを削減し市区町村の処理費用がかからないように事業を進めている。

製造事業者等の義務的な回収システムについては、経済産業省と一緒に事務的な回収にむけた検討を進めている。

②<自治労>第2次要請 項目10追加要請1

リチウムイオン電池の混入により、施設で火災が発生し、大きな被害が出た経緯がある。そのため、現在では、収集されたごみを確認し、リチウムイオン電池が混入していないか、チェックしている。一部事務組合では、自治体により分別が異なるため、施設での分別となることから、人員と予算が必要であることを認識していただきたい。

リチウムイオン電池について、環境省として独自に指針を出すと同った。これまでの全国的な被害を見れば、非常に期待をしている。また有効的な自治体の取り組み事例についても今後も紹介していただきたい。例として、リチウムイオン電池が原因と見られる火災を防止するため、町田市バイオエネルギーセンターでは、燃やせないごみに混入するリチウムイオン電池などの検知に関する実証実験が行われている。仮に処理施設で火災が発生すると数億円単位の被害となる。費用対効果を踏まえれば有効な施策となると考える。

③<環境省>第2次要請 項目10追加要請1に対する回答

リチウムイオン電池の回収については、メーカーと比較し、自治体に負担が多いと認識している。メーカーの団体での回収率は数%であり、要望書に記載されている通り、製造者側への対応について経済産業省と検討している。

町田市には、我々も視察に行き報告を受けた。コンベアで運ばれる廃棄物をスキャンし、すべての蓄電池の形を読み取り、膨大なデータを活用して認知するシステムであった。来年度以降も試験稼働して、実用化にむけて検証している。環境省としても情報の収集に努め、各自治体と共有化をはかっていく。

11. ごみ出し支援の需要が増加しているため、すべての自治体でごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を拡充すること。

①<環境省>第2次要請 項目11回答の概要

ごみ出し支援については、どのように制度設計によって魅力的に運用できるかということで、「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」を2021年3月に策定するなど措置を行っている。体制確保については、市区町村が責任を有するところであるが、手引きとかガイドラインを策定して技術的・助言を行っていききたい。

ごみ出し支援制度については、ごみ出し支援を行う市町村に対しては特別交付税の措置があるので活用していただきたい。

【スプリングマットについて】

<自治労>第2次要請 その他1

スプリングマットの処理については、破碎機への投入は、施設の故障に繋がることから、職員が手作業で解体し、資源ごみとその他として対応を行っているため、労力も費用もかかる。今後、環境省としての考え方や指針などがあれば、伺いたい。

<環境省>第2次要請 その他1に対する回答

スプリングマットについては、広域認定制度の対象品目として「家具インテリアリサイクル&リニュー協議会」が立ち上がり、製造事業者の回収にむけ、現在、申請中で準備を進めている。早ければ、来年4月から関東近辺からの実施を予定しており、メーカーでの回収となる。

2024年11月26日

環 境 大 臣
浅 尾 慶 一 郎 様

全 日 本 自 治 団 体 労 働 組 合
中 央 執 行 委 員 長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、環境・廃棄物行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

大量生産・大量消費型の社会により天然資源の枯渇、地球温暖化など地球規模での環境が大きな課題となる中、課題解決にむけ循環型社会の構築が求められています。わが国においては「改正地球温暖化対策推進法」や「プラスチック資源循環促進法」が成立し、持続可能な資源循環型社会の実現に向けた取り組みが進められてきています。

このような中、国内では、集中豪雨や台風・豪雪など気候変動が起因とされる災害が毎年のように発生しており、これまで以上の防災・減災対策や万全な災害廃棄物処理体制、さらには、天然資源の消費抑制など、環境への負荷をできる限り低減する取り組みの強化が求められています。

これらの取り組みを主体的に進めていくため、各自治体には大きな責務が課せられていますが、自治体の財政難も深刻な状況にあり、人的・財政的にも盤石な状況とは言えません。

つきましては、2025年度予算編成にむけた作業が進められている段階にあたり、以下の課題についての検討と積極的な対応を要請いたします。

記

1. 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。
2. 災害ごみの仮置き場については、未選定の自治体が存在し、能登半島地震では災害ごみの受け入れに支障をきたしたことから、災害発生時に迅速に対応できるよう、選定にむけた支援や予算措置を行うこと。
3. 災害廃棄物処理の対応等については広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。
4. 災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、感染症に対する検査体制、感染防止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための助言を行うとともに、必要な予算措置を行うこと。あわせて災害派遣職員が迅速に現地で対応できるよう、宿泊の確保などの支援を行うこと。
5. 自然災害が頻発し、災害廃棄物の適切かつ迅速な対応が求められていることから、廃棄物処理法や災害対策基本法に基づいた自治体としての役割を果たすため、廃棄物行政に対する体制強化にむけ、必要な予算を確保するため、関係する省庁と連携すること。

6. 「循環型社会形成推進交付金制度」については、焼却工場における長寿命化・延命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備の促進と施設の整備費・建設費の高騰を踏まえ、交付金を増額するとともに、電力自由化による広域的な廃棄物発電のネットワーク構築が必要となっているため、市町村が最大限活用できる交付基準に緩和すること。

また、循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害になるとともに、地域住民のごみ減量への意識醸成にも繋がらないことなどから、検討要件を廃止すること。

7. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、各自治体に指導・助言を行うとともに、リサイクル設備や中継施設の整備などプラスチック廃棄物の回収体制構築や新たな運営に係る費用の全額について国が補助すること。

あわせて市民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組むために必要な予算措置を行うこと。

8. 家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度がすべての自治体の実施にむけ、分別収集の体制構築や保管施設等の整備などの費用が自治体となっていることから、回収体制の整備や住民啓発のための支援、予算措置を行うこと。

9. 不法投棄や違法回収業者への排出を削減するため、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。

また、違法回収業者などへの自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等の対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

10. 廃棄物収集時におけるリチウムイオン電池による火災事故防止のため、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が行えるよう、早急に国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。

また、製造事業者等の義務的な回収システムの確立にむけ、関係省庁と連携を図ること。

11. ごみ出し支援の需要が増加しているため、すべての自治体でごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を拡充すること。

以上